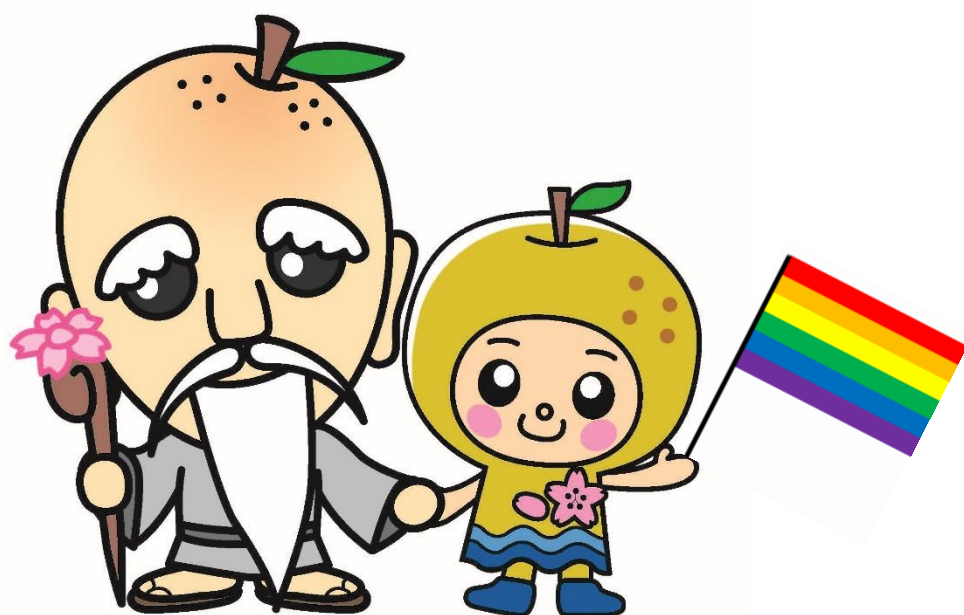


神川町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



神川町マスコット
神じいとなっちゃん

神川町

目 次

1	パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓することができる方	1
3	宣誓の流れ	2
4	宣誓の際に必要なもの	3
5	宣誓後について	4
6	自治体間連携について	4
7	Q&A	5

参考 神川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

1 パートナーシップ宣誓制度とは

神川町は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、性別などに関係なく、個性と能力が発揮され、多様な町民が安心して暮らせるとともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちづくりを目指しています。

その一環として、「神川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、令和4年4月から「神川町パートナーシップ宣誓制度」を始めます。

パートナーシップ制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係にあることを町長が確認し、公に証明するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方々への不安や生きづらさなどが解消され、差別や偏見なく、多様性を認め合い、自分らしく生きることができると期待しています。

2 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓するには、双方又は一方が性的マイノリティであり、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 神川町民であること、または神川町への転入を予定していること。
ただし、同居している（する予定である）ことは要件としません。
- (3) 現に配偶者がいないこと。（事実婚も含みます。）
- (4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと。
- (5) 民法に規定されている婚姻できない続柄ではないこと。
民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻をすることができない関係にある方は宣誓することができません。
ただし、宣誓を希望する方が養子縁組をしている場合は、この限りではありません。

3 宣誓の流れ

(1) 宣誓日時の予約

- 要件に該当し、宣誓をご希望される場合は、電話等で希望日の1週間前までに予約してください。(宣誓日時がご希望に添えない場合があります。)
- 宣誓できる日は、祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

【予約及び問合せ先】

神川町 総務課

電 話：0495-77-2114 (直通)

FAX：0495-77-3915

(2) 必要書類の準備

- 宣誓の際に必要な書類等は、3ページをご確認ください。
- 必要書類の取得に係る費用はご自身の負担となります。

(3) パートナーシップ宣誓

- 予約した日時に必要書類をお持ちになり、お二人で総務課へお越しください。
- 提出書類により要件を満たしていることを確認し、本人確認を行います。
- 「パートナーシップ宣誓書」を町職員の面前で署名いただきます。

(4) パートナーシップ宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付

- 提出いただいた書類を確認し、要件を満たしている場合には、パートナーシップ宣誓証明書等を後日、郵送または窓口で交付します。
- 町内への転入予定の場合は、転入後の住民票の写し等を提出していただいた後、パートナーシップ宣誓証明書等を交付いたします。

4 宣誓の際に必要なもの

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 宣誓日以前3ヶ月以内に発行された「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」をお一人1通ずつお持ちください。お二人が同一世帯の場合は、二人分の情報が記載されたものを1通お持ちください。
- 本籍、世帯主の氏名、続柄、住民票コード及び個人番号（マイナンバー）の記載は必要ありません。
- 転入予定の方は、転入予定であることを確認できる書類（「転出証明書」、「賃貸契約書の写し」等）をお持ちください。

(2) 現に配偶者がいないことを証明する書類

- 宣誓日以前3ヶ月以内に発行された、「戸籍抄本」又は「独身証明書」をお一人1通お持ちください。
- 外国籍の方は、大使館等で発行される宣誓日以前3ヶ月以内に発行された婚姻要件具備証明書等に、日本語訳を添えてお持ちください。

(3) 本人確認ができる書類

- 1点の提示で足りるもの
マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、旅券（パスポート）等の官公署が発行した顔写真付き証明書等
- 2点の提示が必要なもの
健康保険証・年金手帳等顔写真付きではない証明書等

【通称名の使用について】

通称名の使用を希望する場合は、社員証や郵便物など、社会生活上日常的に、通称名を使用していることが確認できる書類をお持ちください。

※ パートナーシップ宣誓書は、総務課でご用意いたします。

※ 書類等に不備や不足がある場合には、宣誓日を延期させていただくことがあります。ご不明なことがありましたら、あらかじめ、お問い合わせください。

5 宣誓後について

(1) パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書等の紛失や毀損などの事情により再交付を希望される場合には、再交付を行います。「神川町パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

(2) パートナーシップ宣誓証明書等の記載事項の変更

宣誓事項（住所・氏名等）の変更があった場合は、変更事項が確認できる書類（住民票、戸籍抄本等）を添付し、「神川町パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届」を提出してください。

(3) パートナーシップ宣誓証明書等の返還

次の場合、「神川町パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出するとともに、宣誓証明書等を返還してください。

- ① 当事者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
- ② パートナーの一方が死亡した場合
- ③ 双方または一方が町外へ転出をした場合（宣誓者等が神川町と宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結している市町に転出し、パートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除きます。）

6 自治体間連携について

神川町とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結している市町間で、転出入する場合、手続きが省略できる場合があります。

(1) 神川町から転出する場合

神川町から連携に関する協定を締結している市町に転出する場合、パートナーシップ宣誓証明書等の返還は必要ありません。転出先の市町で、宣誓の継続に係る申告をしてください。

(2) 神川町に転入する場合

連携に関する協定を締結している市町から神川町に転入する場合、改めて

神川町パートナーシップ宣誓証明書等を発行します。

神川町パートナーシップ宣誓継続申告書を提出してください。現に配偶者がいないことの証明書類の添付は省略することができます。

① 申告日時の予約

- ・ 継続申告をご希望される場合は、電話等で希望日の1週間前までに予約してください。(※申告日時がご希望に添えない場合があります。)
- ・ 申告できる日は、祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

② 申告の際に必要なもの

- ・ 継続申告日以前3ヶ月以内に発行された「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」をお一人1通ずつお持ちください。お二人が同一世帯の場合は、二人分の情報が記載されたものを1通お持ちください。
- ・ 転出前の連携に関する協定を締結している市町で交付されたパートナーシップ宣誓証明書類
- ・ 本人確認ができる書類をそれぞれお持ちください。

7 Q&A

Q パートナーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか？

A 結婚は、民法に基づく制度であり、相続権や税金の控除、親族の扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。

一方、神川町のパートナーシップ宣誓制度は、「神川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき実施するものであり、法律上の権利や義務が発生するものではありません。

Q 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか？

A この制度の導入により、性的マイノリティ当事者に対する社会的理解が進み、当事者の方の不安や生きづらさなどが軽減され、性的指向や性自認に対する差別や偏見が解消されることを期待しています。

Q 宣誓は、同性カップルしかできませんか？

A 同性カップルに限らず、双方又は一方が性的マイノリティの方であれば、宣誓することができます。

Q 事実婚のカップルは宣誓できますか？

A 事実婚について、これまでも、法律上、その存在が明文化されており、婚姻関係にあるものと同様に扱われる事例もあることから、事実婚のカップルについては、宣誓できません。

Q 同居していないと宣誓できませんか？

A 同居している必要はありませんが、町内に住所を有し、居住されている方を対象としており、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q 外国籍でも宣誓はできますか？

A 外国籍の方も、町民である、または町内へ転入を予定している方であれば宣誓することができます。

Q 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A 様々な事情により養子縁組をされていることを考慮し、養親と養子の関係にある場合でも宣誓することができます。

Q パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓や宣誓証明書等の費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な住民票や戸籍抄本などの交付手数料はご自身の負担となります。

Q 代理人や郵送で宣誓できますか？

A 本人確認とお二人の意思確認のうえ、職員の立合いの下、宣誓書に署名いただくため、代理人や郵送での宣誓はできません。

ただし、自ら記入ができないと認めるときは、代筆が可能です。

Q 通称名を使用できますか？

A 性別違和などで理由がある場合には、通称名を使用することができます。通称名の使用を希望する場合、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（社員証、通称名で届いた郵便物など）を宣誓時にお持ちください。通称名を使用した場合は、宣誓証明書と宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q 宣誓証明書は、即日交付されますか？

A 即日交付ではありません。必要事項の確認や証明書等の作成のため宣誓後、一週間程度の期間後、郵送または窓口で交付します。

神川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、性別等に関係なく個性と能力が発揮され、多様な住民が集い安心して暮らせるまちの実現のため、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、双方又はいずれか一方の者が性的マイノリティである二人の者の関係をいう。
- (2) 性的マイノリティ 同性が好きな者、自分の性に違和感を覚える者、性同一性障害等、性のあり方の中で少数の立場にある者
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (4) 申告 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結している市町(以下「締結自治体」という。)において、第4条に規定する宣誓に類する行為をし、第7条に規定する交付書類に類する書類の交付を受けた二人の者が、当該事実及びパートナーシップの関係にあることを町長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が町内に住所を有していること。
 - イ 一方の者が町内に住所を有し、かつ、他の一方の者が町内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は宣誓をしようとする相手以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 双方が民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士でないこと。ただし、宣誓を希望する者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、町職員の面前において神川町パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないと認めるときは、これを他の者に代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し(町内に転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類)
- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 宣誓しようとする者は、宣誓書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次のいずれかの書類を提示するものとする。

- (1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、町職員の面前において神川町パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第2号。以下「申告書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないと認めるときは、これを他の者に代筆

させることができる。

(1) 住民票の写し（町内に転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）

(2) 締結自治体で交付を受けた宣誓証明書類

2 申告をしようとする者は、申告書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次のいずれかの書類を提示するものとする。

(1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

3 町長は、転入した者から第1項に規定する申告があった場合は、添付書類の写しを添えて、パートナーシップ宣誓継続申告に係る通知書（様式第3号）により、申告の事実を転入前の締結自治体に通知するものとする。

（通称の使用）

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、町長が特に必要があると認めるときは、戸籍上の氏名と併せて、通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

（証明書等の交付）

第7条 町長は、第4条又は第5条の規定により宣誓又は申告がされた場合において、当該宣誓又は申告をした者（以下「宣誓者等」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓者等に対し、神川町パートナーシップ宣誓証明書（様式第4号）及び神川町パートナーシップ宣誓証明カード（様式第5号。以下これらを「証明書等」という。）を交付するものとする。

（証明書等の再交付）

第8条 前条の規定により証明書等の交付を受けた宣誓者等は、紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、町長に対し、神川町パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書等を再交付するものとする。

（宣誓事項の変更）

第9条 宣誓者等は、パートナーシップ宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、神川町パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届（様式第7号）に必要と認める書類を添えて町長に届け出なければならない。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者等は、次のいずれかに該当するときは、神川町パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第8号）を町長に提出し、証明書等を返還しなければならない。

(1) 当事者双方の意思によりパートナーシップを解消した場合

(2) 当事者の一方の者が死亡した場合

(3) 双方又は一方の者が町外に転出した場合（宣誓した者が締結自治体に転出し、当該自治体の長に対して、パートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。）

(4) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなった場合

（町の施策への配慮）

第11条 町長は、施策の推進に当たっては、この告示の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者へのプライバシーに十分配慮するものとする。

（周知啓発）

第12条 町長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、町民、事業者への周知啓発に努めるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。